

長崎市常設型住民投票制度検討審議会の検討状況について

1 第3回審議会について

(開催日時) 令和元年11月19日(火) 18:00~20:30

(場 所) 長崎市職員会館4階研修室

- 【主な内容】 (1) 本市における住民投票制度はどのようなものであるべきかを考えるため、ワークショップ形式による事例検討を行い、「住民投票制度の検討で重視すべきこと」を確認した。
- (2) 「常設型住民投票制度検討に係る議会内で出された意見について」を報告した。

【確認内容】 次のとおり「住民投票制度の検討で重視すべきこと」を確認した。

- ▶ より多くの人に関心を持って投票に参加できること。
- ▶ 住民全体が納得して決定したものと感じられること。
- ▶ 投票の意味を自分たちが理解し、また、理解してもらえるような住民の議論の呼び水になるようなもので、適切な時期に行われること。
- ▶ 決めたことに自分たちがプライドを持てること。
- ▶ 市民の意見を聞く場になるような参画の機会を増やすこと。

2 第4回審議会について

(開催日時) 令和元年11月25日(月) 18:00~20:00

(場 所) 市役所本館5階大会議室

【主な内容】 これまでの審議会で見解が分かれたものや議論が多くなされた次の項目について、重点的に審議を行った。

- (1) 投票資格者の国籍要件
- (2) 発議に関する事項及び成立要件
- (3) 投票の形式

【第4回審議会重点的に審議を行った項目について】

(1) 投票資格者の国籍要件

<議論の結果>

外国人住民の投票を認めることとし、投票を認める外国人住民の範囲は、「特別永住者」と「中長期在留者」とする。ただし、「中長期在留者」に居住年数の下限を定めるかについては、意見が分かれた。

<主な意見>

- ▶ 法的拘束力がない制度であることを考慮すると、特別永住者と全ての中長期在留者を認めてよいのではないか。
- ▶ 全ての中長期在留者を認めると、外国籍の方が転居してきて投票行動を起こすという可能性も考えられるので、中長期在留者は限定（永住者、定住者等の別表第2の範囲）することがよいのではないか。
- ▶ 全ての中長期在留者で、日本に3年の居住ということがよいのではないか。居住制限の年数を加える理由としては、短期留学生などは言葉が分からず、1～2年で帰る前提なので、市政に興味を示さないのではないかとということが考えられる。
- ▶ 日本人とのバランスを考えると、日本人も転勤などがあり、一定の期間を要件として求めるのはいかがなものか。

(2) 発議に関する事項及び成立要件

<議論の結果>

ア 住民の発議

必要署名数について、成立要件と併せて検討され、「有権者の1/6以上」という意見が大半を占めた。ただし、「1/6から1/10までの間」という意見も出された。

イ 議会による発議

設けない。

ウ 長の発議

設けない。

エ 成立要件

「投票率による成立要件」は設定しない。

<主な意見>

(1/6以上の必要署名数及び成立要件に関する意見)

- ▶ 知り合いから頼まれて署名することもあることを考えると、1/10では

低いと感じる。署名する側も労力が必要で、中心部だけではなく中心部以外の地区にも届く必要がある。皆さんが納得して自主的にという意味でも1/6以上が妥当ではないか。

- ▶ 成立要件は、今回の条例制定の経緯やボイコット運動が起こりかねないことなどを踏まえると設定すべきでない。一方、必要署名数のハードルはある程度高く設定して不毛な争いは避けるということで、1/6以上が妥当ではないか。
- ▶ 住民投票した場合に、民意といえる投票数が期待できることが必要であり、あまりにも投票数が低すぎると、費用だけかかってしまって投票した結果にプライドを持ってない。民意というだけの投票数に至り得る署名数として、1/6以上が適当ではないか。
- ▶ 第2回審議会では個別型住民投票の署名数を考慮しつつ、新しい制度ができることで市民の意識が少しずつ変わって行くことを期待して1/10以上と考えていたが、現実的に1/6以上が妥当と考える。
- ▶ 1/6の署名を集めたとすると、5万9000を超える相当数の署名となるため、成立要件は必要ない。
- ▶ 住民全体で自ら決めたということを考えると、結果は開票すべきではないか。

(その他の意見)

- ▶ 直近の参議院選挙の投票率を勘案すると、5万5千(1/7程度)~7万(1/5程度)の署名数を集められればよいのではないか。投票率に連動させるという訳ではないが、(直近選挙の)投票者数(約15万人)の1/3程度なら政治的関心も高いと言えるのではないかと思う。
- ▶ 投票に約1億円かかることも考えると、民意を示してもらう必要もある。
- ▶ 過去の個別型住民投票の署名数実績等から考慮して、1/6~1/10の割合も意見として残してはどうか。

(3) 投票の形式

<議論の結果>

ア 投票期日

90日を超えない範囲とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、120日を超えない範囲とする。

イ 選挙との同日実施

選挙と住民投票の同日実施については、予め原則や例外を設けるのではなく、個別に判断する。

<主な意見>

- ▶ 投票期日を90日を超えた日に設定すると、住民投票のために住民票を移すことで、投票権を得ることが可能となってしまう。
- ▶ 衆議院選挙が突然入ってくる場合や、市長選の日程が決まっている場合など様々なケースが考えられる。「同日実施を原則とする」などを定めないようにしても良いのではないか（同日実施については、肯定も否定もしない。）。
- ▶ 事務手続上90日での実施が不可能な場合に限り、120日に延ばすべきである。

3 審議会における検討状況のまとめ

検討項目	方向性
(1) 住民投票の対象事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「市政に関する重要事項」に対象を限定したうえで、「除外事項」を定める。 ▶ 「市政に関する重要事項」の要件は、次のとおり広く認める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 現在又は将来の市民の福祉に関する重要な事案 ② 市民に直接その賛成又は反対を問う必要があると認めるもの。 ▶ 「除外事項」は、次のとおりとする（市長による不適事項は定めない。） <ul style="list-style-type: none"> ① 自治体の機関の権限に属しない事項 ② 法令の規定に基づき住民投票ができる事項 ③ 特定の住民又は地域のみに関する事項 ④ 自治体内部の事務処理（組織、人事又は財務の事務）に関する事項 ⑤ 金銭の増減（徴収）に関する事項
(2) 投票資格者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「年齢要件」は、公職選挙法に準じて18歳以上とする。 ▶ 「住所要件」は、公職選挙法に準じて3か月以上とする。 ▶ 「国籍要件」として、外国人住民の投票を認める。 ▶ 投票を認める外国人住民の範囲は、「特別永住者」と「中長期在留者」。ただし、中長期在留者に居住年数の下限を定めるかは、意見が分かれた。
(3) 発議に関する事項	<p>（住民発議に要する署名数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民発議に要する署名数の割合は、有権者の1/6以上が大半を占める。ただし、1/6～1/10までの間とする意見もあった。（議会による発議） ▶ 設けない。（長の発議） ▶ 設けない。
(4) 投票の形式	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「選択肢の規定方法」は、二択とする（例外は設けない）。 ▶ 「投票期日」は、90日を超えない範囲とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、120日を超えない範囲とする。 ▶ 「同日実施の可否」は、原則や例外を設けず、個別に判断する。
(5) 成立要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「投票率による成立要件」は設定しない。
(6) 再請求・再投票	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「再請求・再投票の制限」は、設定する。 ▶ 「制限する期間」は、2年とする。
(7) 投票運動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「投票運動の制限」は、設定する。 ▶ 「制限する事項」として、買収は設定する。